

退職者の皆様へ

株式会社エム・エム・ケイ

「石綿健康管理手帳」の交付申請のご案内

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した**離職者を対象とする健康管理手帳**の交付対象業務が下記のとおり拡大されております。これにより、石綿を製造し又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も**健康管理手帳**の交付の対象となります。

つきましては、石綿健康管理手帳の交付申請に関するご質問は、下記のお問い合わせ窓口までご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. 健康管理手帳とは

住所地の都道府県労働局長に申請することにより健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回無料で受けることができます。

2. 対象となる業務とは

石綿の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務が対象となります。

従来の石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）に加え、新たに直接業務以外の業務（周辺業務）も対象となります。代表例としては以下のような業務があります。

- 石綿製品の製造工程における作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿が吹付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- 石綿製品の切断等の加工作業

3. 健康管理手帳の交付要件とは

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

(直接業務又は周辺業務が対象)

- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。(ただし、初めて石綿の粉じん(に)ばく露した日から10年以上経過していること。)(直接業務のみが対象)

- 石綿の製造作業
- 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除却の作業
- 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、粉碎等の作業

- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

(直接業務のみ対象)

4. お問い合わせ窓口

株式会社エム・エム・ケイ

 0120-652-302

受付時間 : 月～金 9:00～16:00 ※土・日・祝日を除く

以上